

第2期花巻市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月
岩手県花巻市

1	基本的事項		
	(1)	計画策定の背景及び策定根拠	1
	(2)	計画の位置づけ	1
	(3)	計画の基本目標	1
	(4)	基本的理念	2
	(5)	計画の期間	3
	(6)	計画策定方法	3
2	障がい児の現状		
	(1)	身体障がい者手帳所持者数	4
	(2)	療育手帳所持者数	4
	(3)	精神障がい者保健福祉手帳所持者数	4
	(4)	手帳所持者数の人口に占める割合	4
3	第1期における利用実績及び課題		
	(1)	障がい児通所支援等の利用実績	5
	(2)	障がい児通所支援等の課題	6
4	令和5年度に向けた成果目標と見込み量		
	(1)	児童発達支援センターの設置	7
	(2)	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	7
	(3)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	7
	(4)	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	7
	(5)	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置等	7
5	障がい児通所支援等の見込み量		
	(1)	障がい児通所支援	8
	(2)	子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備	10
6	計画推進体制		
	(1)	障がい児通所支援等見込み量確保方策	11
	(2)	計画の点検、分析、評価	12

《 表記 》

本計画の中で障害の「害」の字は、国の法令に基づく制度などの表記を除いては「がい」とひらがなで表記します。

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景及び策定根拠

平成30年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)では、障がい児の地域生活を支援するため、障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援の円滑な実施を確保するための仕組みが定められ、市町村においては、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための「障がい児福祉計画」を策定することとなり、ました。

本市においては、平成30年3月に『第1期花巻市障がい児福祉計画』を策定し、平成30年度から令和2年度にかけての障がい児通所支援等の提供体制の確保及び見込み量を定め障がい児の健やかな育成のため支援を行ってまいりました。

このような状況において、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国が示す、令和2年5月19日付け「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第213号。以下「基本指針」という。)に即し、障がい児通所支援等の提供体制の確保及び見込み量について定めるため『第2期障がい児福祉計画』を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

今回策定する第2期障がい児福祉計画は、花巻市まちづくり総合計画『政策2「暮らし」分野、5 福祉の充実、(3)障がい者福祉』を上位計画とし、第2期花巻市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)『基本施策と実施施策のⅦ 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進、4障がい児療育事業の充実』との整合性を図り、花巻市保健福祉総合計画(平成24年度～令和3年度)第6章(花巻市障がい者計画)の実施計画として位置づけられるものです。

ただし、令和4年度から令和13年度までを計画期間とする花巻市保健福祉総合計画が、令和3年度に新たに策定されることとなるため、令和4年度以降の本計画については、当該総合計画の内容に応じて修正等の措置を講ずるものとします。

(3) 計画の基本目標

本計画は、花巻市保健福祉総合計画の第6章(花巻市障がい者計画)の実施計画として、以下の基本目標を目指し、安心して利用できる障がい児通所支援等の提供の充実に取り組んでまいります。

【基本目標】

障がい児が住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるまち

(4) 基本的理念

計画の基本目標を実現するために、国が示す基本指針における基本理念をもとに、次の障がい児福祉施策を展開していきます。

ア 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

- ①地域支援体制の構築
- ②保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）（※1）の推進
- ④医療的ケア児等、特別な支援を要する者への支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

イ 障がい児通所支援等の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するための体制を確保するため、次に掲げる事項について目標を設定します。

- ①児童発達支援センターの設置
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
- ④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
- ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑥医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

※1 インクルージョン・・・地域で生活する子どもは十人十色であり、ハンディのある子がいて当たり前という前提で、子どもたちの違いを認め全てを包み込む社会や地域であることが望ましいという考え方。

(5) 計画の期間

今回策定する期間は、国の基本指針に基づき令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の障がい者制度の改革の状況等社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて計画期間内においても見直しを行います。

平成												令和						
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
花巻市総合計画								花巻市まちづくり総合計画 「暮らし」分野										
花巻市障がい者計画					花巻市保健福祉総合計画 第6章(花巻市障がい者計画)													
								花巻市子ども・子育て支援事業計画 第1期				花巻市子ども・子育て支援事業計画 第2期						
花巻市障がい福祉計画 第1期		花巻市障がい福祉計画 第2期		花巻市障がい福祉計画 第3期		花巻市障がい福祉計画 第4期		花巻市障がい福祉計画 第5期		花巻市障がい福祉計画 第6期								
								花巻市障がい児福祉計画 第1期		花巻市障がい児福祉計画 第2期								

(6) 計画策定方法

① アンケート調査の実施

第2期障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がいのある方やその保護者からご意見を伺うために、アンケート調査を実施しました。

調査対象：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する障がい児
171人（対象者全員）

調査方法：郵便により調査票を送付、返信用封筒により調査票を回収

回収数：90通（回収率51.5%）

調査時期：平成29年9月

② 花巻市地域自立支援協議会における計画内容の検討

障がい福祉に関する団体の代表、障がい者団体の代表、障がい福祉に関する知識経験者、関係行政機関職員で構成する花巻市地域自立支援協議会において、計画内容等の検討を行いました。

花巻市地域自立支援協議会

第1回 第1期(令和元年度)障がい児福祉計画の進捗状況報告及び意見聴取(書面協議)

第2回 第2期障がい児福祉計画素案提案・意見聴取

2 障がい児（18歳未満）の現状（各年度末現在）

(1) 身体障がい者手帳 所持者数（単位：人）

① 等級別

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成29年度	38	13	13	10	2	3	79
平成30年度	34	12	15	9	2	3	75
令和元年度	37	10	14	9	2	3	75

② 障がい別

区分	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成29年度	0	13	0	28	38	79
平成30年度	1	13	0	26	35	75
令和元年度	1	12	0	29	33	75

(2) 療育手帳(知的障がい者) 所持者数(単位：人)

区分	A判定	B判定	計
平成29年度	46	81	127
平成30年度	44	87	131
令和元年度	41	82	123

(3) 精神障がい者保健福祉手帳 所持者数(単位：人)

区分	1級	2級	3級	計
平成29年度	4	9	5	18
平成30年度	6	11	2	19
令和元年度	4	8	2	14

(4) 手帳所持者数(単位：人)の人口に占める割合

区分	身体障がい 者手帳	療育手帳	精神障がい 者保健福祉 手帳	手帳所持者 数計	花巻市 の人口 (18歳未満)	割合
平成29年度	79	127	18	224	13,907	1.6%
平成30年度	75	131	19	225	13,518	1.7%
令和元年度	75	123	14	212	13,200	1.6%

3 第1期における利用実績及び課題

(1) 障がい児通所支援等の利用実績

◎ 1か月当たりの利用実績（令和2年度実績は見込）

区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		見込	実績	割合(%)	見込	実績	割合(%)	見込	実績	割合(%)	
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	240	245	102.1	240	234	97.5	240	152	63.3
		人	20	21	105.0	20	21	105.0	20	14	70.0
	放課後等 デイサービス	人日	1,320	1,349	102.2	1,380	1,359	98.5	1,440	1,559	108.3
		人	110	96	87.3	115	99	86.1	120	105	87.5
	多機能型 事業所 児童発達 支援	人日	20	20	100.0	25	21	84.0	30	6	20.0
		人	2	2	100.0	3	2	66.7	3	1	33.3
	多機能型 事業所 放課後等 デイサービス	人日	30	59	196.7	35	56	160.0	40	55	137.5
		人	3	5	166.7	4	5	125.0	4	5	125.0
	保育所等 訪問支援	人日	4	1	25.0	5	3	60.0	6	4	66.7
		人	2	1	50.0	3	3	100.0	3	3	100.0
	医療型 児童発達支援	人日	0	0	0.0	0	7	—	0	7	—
		人	0	0	0.0	0	1	—	0	1	—
	居宅訪問型 児童発達支援	人日	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
		人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
障がい児相談支援	人	25	30	120.0	26	28	107.7	27	34	125.9	

(注意) 人日とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得たサービス量をいいます。

割合(%)は、見込に対する実績の割合です。

(2) 障がい児通所支援等の課題

計画策定に当たり、障がい児やその家族又は障がい福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査、花巻市地域自立支援協議会やイーハトーブ養育センター保護者会からの意見聴取を行いました。障がい児支援に関する主な課題は次のとおりです。

ア 障がいへの理解について

障がい児へのアンケート調査において、「障がいのある方を理解するために何が必要ですか」の問いに対し、「学校における福祉教育の充実」が65.9%、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解」が51.1%となっています。障がいに関する情報発信や啓発がたいへん重要です。

イ 障がい児の子ども・子育て支援等の利用支援について

障がい者団体等からの意見では「緊急時に受け入れできる体制がほしい」「ペアレントトレーニングにかかる研修会を開催してほしい」「効率的な乳児健診について検討してほしい」との意見がありました。環境を整え安心して子育てができるよう支援が必要です。

また、保育所等訪問や学校との連携がスムーズになったという声も聞かれました。今後も、充実した教育・養育体制整備のため、関係機関との連携を強化するよう努めていかなければなりません。

※ 利用ニーズを踏まえた受け入れ実績

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	実 績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	5人	3人	6人	6人
幼稚園	5人	2人	2人	3人
認定こども園	1人	0人	0人	0人
小 計	11人	5人	8人	9人
学童クラブ	1人	0人	0人	0人
合 計	12人	5人	8人	9人

4 令和5年度に向けた成果目標と見込み量

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児が通所で利用する、日常生活における基本的動作の指導、独立自立に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などのサービスを提供する施設です。

【目標値】 令和5年度末
1か所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児に対する指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【目標値】 令和5年度末
1か所

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童である重症心身障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを行う事業所を確保します。

【目標値】 令和5年度末
1か所

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の余暇活動、生活能力の向上のために必要な訓練などの療養支援サービスを行う事業所を確保します。

【目標値】 令和5年度末
1か所

(5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置及び関係機関の協議の場の設置

人口呼吸器等を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児である医療的ケア児が身近な地域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の必要な連絡調整や相談が受けられるようコーディネーターを市に配置します。

また、サービスの充実に向け、関係者が連携を図るため花巻市地域自立支援協議会こども支援部会に協議の場を設けます。

区 分	【目標値】 令和5年度末
コーディネーターの配置人数	1人
協議の場の設置数	1か所

5 障がい児通所支援等の見込み量

- (1) 障がい児通所支援
- (ア) 児童発達支援
日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを行います。
- (イ) 放課後等デイサービス
放課後や長期休暇中の余暇活動、生活能力の向上のために必要な訓練などの療養支援サービスを行います。
- (ウ) 多機能型事業所
児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護を連携して行う事業所です。
重度の心身障がい児・者の日中活動の場として支援を行います。
- (エ) 保育所等訪問支援
障がい児に対する指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
- (オ) 医療型児童発達支援
医療型児童発達支援センターや医療機関等において、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービス及び医療の提供を行います。
- (カ) 居宅訪問型児童発達支援
児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けるための外出が困難な、重度の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
- (キ) 障がい児相談支援
障がい児通所支援サービスを利用しようとする、または利用している障がい児のサービス利用計画を作成し、サービス利用の支援を行います。
- (ク) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携・調整するコーディネーターを配置します。
- (ケ) 発達障がい児の保護者等に対する支援
発達障がい児への早期支援につなげるため保護者、支援者等が子どもの発達障がいの特性を理解し適切な対応ができるようペアレントプログラム（※1）やペアレントトレーニング（※2）等の支援について情報提供してまいります。

※1 ペアレントプログラム・・・子育てに困難さを感じる保護者や障がい児を支援する支援者等が、子どもの特性を理解し、適切な対応を学ぶことで、子育てや支援を前向きな気持ちで向き合えるようにするプログラム。

※2 ペアレントトレーニング・・・障がい児の保護者や支援者等が、子どもの特性を理解し、具体的な実践をすることで、問題行動を減少させ、保護者等の心理的ストレス等を改善していくもの。

障がい児通所支援(1か月あたりの利用見込み)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込数	220 人日	231 人日	242 人日
	利用者数	20 人	21 人	22 人
放課後等デイサービス	見込数	1,570 人日	1,642 人日	1,713 人日
	利用者数	110 人	115 人	120 人
多機能型事業所	児童発達支援	見込数	16 人日	16 人日
		利用者数	2 人	2 人
	放課後等デイサービス	見込数	56 人日	56 人日
		利用者数	5 人	5 人
保育所等訪問支援	見込数	4 人日	5 人日	
	利用者数	3 人	4 人	
医療型児童発達支援	見込数	2 人日	2 人日	
	利用者数	1 人	1 人	
居宅訪問型児童発達支援	見込数	2 人日	2 人日	
	利用者数	1 人	1 人	

障がい児相談支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	34 人	37 人	41 人

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

発達障がい者に対する支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3 人	3 人	3 人
ペアレントメンターの人数	2 人	2 人	2 人
ピアサポートの活動への参加人数	2 人	2 人	2 人

(2) 子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備

下記の目標を踏まえ、障がい児通所支援施設等を利用する障がい児が希望に沿った子ども・子育て支援等の利用が出来るよう受け入れの体制整備を進めてまいります。

種 別	利用ニーズを 踏まえた必要 な見込み量	定量的な目標(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	5人	5人	5人	5人
幼稚園	3人	3人	3人	3人
認定こども園	1人	1人	1人	1人
小 計	9人	9人	9人	9人
学童クラブ	1人	1人	1人	1人
合 計	10人	10人	10人	10人

(1) 障がい児通所支援等見込み量等確保方策

① 地域支援体制の構築

イーハトーブ養育センターは、児童発達支援、放課後等デイサービス、重症心身障がい児者の支援を行う県内でも数少ない多機能型の施設として重要な役割を担っており、今後の利用者の需要増に対応する機能充実へ向けた取り組みに対し支援を行ってまいります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児の早期発見及び支援を進めるため、保健センター、こども発達相談センター、イーハトーブ養育センター、医療機関等との連携を図ってまいります。

また、障がい児の就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるように、福祉、教育、通所・就労・相談等の事業所との連携を図り、切れ目のない支援を行ってまいります。

③ 地域社会への参加・包容の推進

障がい児への理解を進めるため、ふれあい文化祭や障がい児作品展を開催し障がいに対する理解を深める啓発活動を実施します。

障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるような地域社会を構築するため、障がい児が、希望する保育所、学童クラブ等を利用できるよう、関係機関との連携を図り、可能な範囲で対応するよう努めてまいります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制づくり

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、関係機関が協働する支援体制づくりを行うとともに、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

また、在宅の医療的ケアを必要とする超重症児等の短期入所の受け入れ先の充実を図るため、岩手県が行う在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業を活用した場合、受け入れた医療型短期入所事業所等へ実績に基づき財政支援を行ってまいります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい福祉の制度やサービス内容・相談窓口などについて、広報はなまき、市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおりの配布、花巻市地域自立支援協議会各専門部会との連携による情報誌の発行等多様な手法により障がい児やその家族へ情報提供を行います。

また、本人や家族に対する乳幼児期からの継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援事業所と市の関係課との緊密な連携を図ること、また、相談支援専門員等を対象とした研修を実施することにより、障がい児相談支援の提供体制の構築を図ります。

⑥ 発達障がい児及び保護者等への支援体制の確保

保護者又は支援者等が、発達障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県が主催するペアレントトレーニングなどの研修等について情報提供を行うなど、コーディネーターを配置し支援体制を確保します。

⑦ 障がい児入所支援等から障がい福祉サービスへの支援の移行

障がい児入所施設の退所後の支援を見据え、障がい児入所施設と、相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所・教育関係機関・医療機関との連携を図り、障がい福祉サービスへのスムーズな移行を図ります。

⑧ 障がい児支援施設整備の促進

サービス提供基盤の充実を図るため、放課後等デイサービス施設を整備しようとする法人に対し、国県等の助成のほかに市補助金による財政支援を実施し、整備を促進します。

⑨ 計画の進行管理体制

花巻市地域自立支援協議会及び同協議会各専門部会、また保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関との連携を図り、計画の進行管理と推進を行います。

(2) 計画の点検、分析、評価

障がい児福祉計画の進捗状況について、年1回、各年度における障がい児通所支援等の実績を把握した上で、花巻市地域自立支援協議会において、分析・評価を行います。

なお、必要があると認めるときは、障がい児福祉計画の見直し等の措置を講じます。